

自然・・・

歴史・・・

～ 次世代に伝える白河らしい景観 ～

みんなで育む美しいふるさと白河



白河市では、豊かな自然や歴史的環境と調和した個性的で優れた景観をつくり、守り、育てることによって、親しみそして愛着と誇りのある ふるさと白河 を築いていくことを目的に平成22年12月、景観条例を制定しました。また、平成23年3月には景観法に基づく景観計画を策定し、行為の規制等に関して必要な事項等を定めています。これにより、本市の景観計画区域内(市全域)で行われる一定の規模を超える建築物の建築等や工作物の建設等については事前に届出が必要となるほか、景観計画に定める景観形成基準への適合が求められます。

白河市

届出の対象となる行為

本市の景観計画区域（市全域）において一定の行為を行う場合は、景観法及び景観条例の規定により、事前に届出が必要となります。

届出の対象となる行為の種類は、建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、土地の形質の変更等及び屋外における土石等の堆積としており、その規模は、景観への影響が大きい一定規模以上のもの（下表参照）としています。

また、景観形成を先導する取組みを進めていく景観計画重点区域においては、届出の対象となる行為の規模を、市全域のものとは別に定めています。

詳細については、白河市景観計画をご覧ください。市役所担当窓口までお問い合わせください。

景観計画区域の区分	景観計画区域 ●白河市全域	景観計画重点区域 ●小峰城跡・白河駅周辺地区 ●南湖公園周辺地区 ●白河関跡周辺地区	景観計画推進区域 ●城下町地区
届出が必要な行為			
建築物 (新築、増築、改築、移転、 外観を変更する修繕・ 模様替え・色彩変更)	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 10m 以上 3 階建以上かつ延べ面積 500 m²以上 延べ面積 1,000 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> 建築面積または変更面積 10 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ 10m 以上 3 階建以上かつ延べ面積 500 m²以上 延べ面積 1,000 m²以上
工作物 (新設、増築、改築、移転、 外観を変更する修繕・ 模様替え・色彩変更)	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、さく等 ・高さ 5m 以上 ○煙突等 ・高さ 10m 以上 ○電線路の支持物 ・高さ 20m 以上 ○高架水槽等 ・高さ 10m 以上 ・築造面積 1,000 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、さく等 高さ 1.5m 以上 ○すべての工作物 (擁壁、垣、さく等を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ○擁壁、垣、さく等 ・高さ 5m 以上 ○煙突等 ・高さ 10m 以上 ○電線路の支持物 ・高さ 20m 以上 ○高架水槽等 ・高さ 10m 以上 ・築造面積 1,000 m²以上
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 3,000 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 3,000 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 3,000 m²以上
土地の形質の変更等 (開墾、土石採取、 鉱物掘採、その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 3,000 m²以上 ・高さ 5m 以上かつ 長さ 10m 以上の法面 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 1,000 m²以上 ・高さ 1.5m 以上かつ 長さ 10m 以上の法面 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 3,000 m²以上 ・高さ 5m 以上かつ 長さ 10m 以上の法面
屋外における土石等の堆積 (土石、廃棄物、 再生資源、その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 3m 以上 ・面積 500 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 1.5m 以上 ・面積 250 m²以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 3m 以上 ・面積 500 m²以上

届出に必要な提出書類・添付図面等

■提出書類

提出の時期	提出書類
事前協議（届出の 30 日以上前）	景観計画区域内における行為の事前協議書
当初届出（行為を行う 30 日以上前）	景観計画区域内における行為の届出書
設計又は施工方法の変更の届出（行為を行う 30 日以上前）	景観計画区域内における行為の変更届出書
行為者の氏名・住所に変更があったときの届出（速やかに）	氏名等変更届出書
行為に係る届出を取りやめたときの届出（速やかに）	景観計画区域内における行為の廃止届出書
行為を完了したときの届出（速やかに）	景観計画区域内における行為の完了届出書

※提出書類等の詳細は、別に定める「景観法及び白河市景観条例に基づく届出の手引き」をご覧ください。

■添付図面等

▽建築物・工作物

図書の種類	明示すべき事項	縮尺及び備考
○付近見取図	方位及び縮尺／道路／目標となる地物／行為の場所／現況写真の撮影位置及び方向、行為の完了後の予測の視点場の位置及び方向	1/2,500 以上
○現況写真	行為の場所及び付近の状況	カラー写真
○配置図	方位、縮尺及び寸法／敷地の境界線／地形及び標高／敷地内の届出に係る建築物又は工作物及び既存建築物又は既存工作物の位置／敷地に接する道路の位置及び幅員／付近の土地利用並びに建築物及び工作物の現況／樹木等の位置、種類、高さ及び本数／張り芝等の位置／外構施設の種類及び材料／現況写真の撮影及び行為完了後の予測の視点場の位置及び方向／敷地面積及び計算式／建築面積又は築造面積並びに計算式	1/100 以上
○立面図	縮尺及び寸法／開口部、付属設備、軒梁の位置及び形状／外壁及び屋根の材料及び色彩（マンセル値）／外観の変更に係る面積及び計算式	1/50 以上
○各階平面図	方位、縮尺及び寸法／開口部の位置／各室の用途／延べ面積及び計算式	1/200 以上
○景観影響調査書	景観の現況に関する調査結果／行為完了後の予測／行為完了後の評価	カラー写真

▽開発行為

○付近見取図	方位及び縮尺／道路／目標となる地物／行為の場所／現況写真の撮影位置及び方向	1/2,500 以上
○現況写真	行為の場所及び付近の現況	カラー写真
○計画図	方位及び縮尺／行為の場所の境界線／行為後の地形及び標高／行為後の法面及び擁壁その他の構造物の位置、種類、規模及び外観／行為後の土地利用及び緑化の方法／行為の前線における地盤面及び擁壁その他の構造物の断面及びその位置／開発面積及び計算式	1/100 以上
○現況図	方位及び縮尺／行為の場所の境界線／地形及び標高／行為の場所及び付近の土地利用の現況／行為の場所に接する道路の位置及び幅員／現況写真の撮影位置及び方向	1/2,500 以上

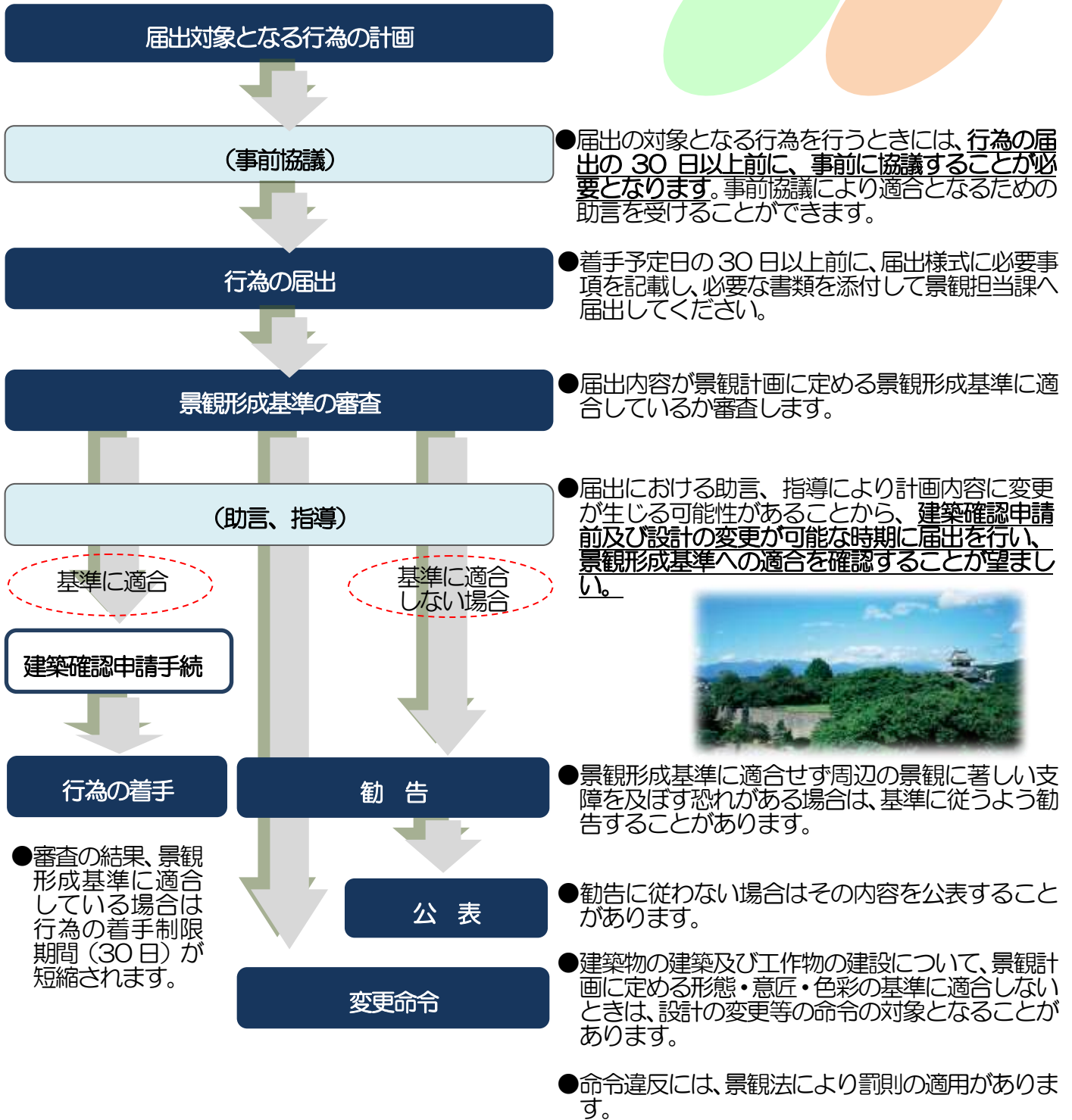
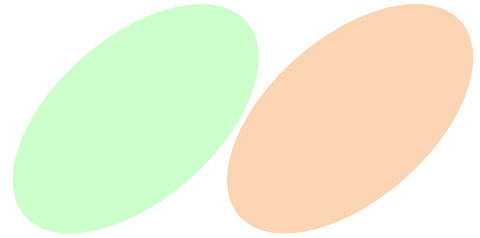
▽土地の形質の変更等

○付近見取図	方位及び縮尺／道路／目標となる地物／行為の場所／現況写真の撮影位置及び方向	1/2,500 以上
○現況写真	行為の場所及び付近の状況	カラー写真
○計画図	方位及び縮尺／行為の場所の境界線／行為後の地形及び標高／行為後の法面及び擁壁その他の構造物の位置、種類、規模及び外観／行為後の土地利用及び緑化の方法／行為中の遮へい物の位置、種類、構造、規模及び色彩（マンセル値）／行為の前線における地盤面及び擁壁その他の構造物の断面及びその位置／敷地面積及び計算式	1/2,500 以上
○現況図	方位及び縮尺／行為の場所の境界線／地形及び標高／行為の場所及び付近の土地利用の状況／行為の場所に接する道路の位置及び幅員／現況写真の撮影位置及び方向	1/2,500 以上

▽屋外における土石等の堆積

○付近見取図	方位及び縮尺／道路／目標となる地物／行為の場所／現況写真の撮影位置及び方向	1/2,500 以上
○現況写真	行為の場所及び付近の現況	カラー写真
○配置図	方位、縮尺及び寸法／行為の場所の境界線／地形及び標高／堆積しようとする物件の位置及び種類／遮へい物の位置、種類、構造及び規模／行為の場所に接する道路の位置及び幅員／写真の撮影位置及び方向／敷地面積及び計算式	1/100 以上
○立面図	縮尺及び寸法／堆積しようとする物件の種類及び形状／遮へい物の種類、形状及び色彩（マンセル値）	1/50 以上

届出に関する手続きの流れ



お問い合わせは

市役所担当窓口まで

☎ 0248-22-1111

白河市 建設部 都市政策室 都市計画課 景観係